

## ギャンブル等依存症について

### ～ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究から～

医療法人 耕仁会 札幌太田病院

精神科 正木 慎也

「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）に定められている法律用語であり、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態と定義されています。

一方、医学用語としては世界保健機関(WHO)による国際統計分類の第 10 版 (ICD-10) では「病的賭博」、米国精神医学会による DSM-5 では「ギャンブル障害」と定義されています。

「ギャンブル」とは、金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素が含まれる勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやり取りを行う行為であり、日本国内における競馬、競輪、ボートレース、オートレース、などの公営ギャンブルに加え、パチンコ、パチスロ、といった遊戯、カジノや違法ギャンブル（裏カジノ、賭け麻雀など）が含まれます。

ギャンブル等依存症は適切な治療や支援によって回復可能です。しかしアルコール依存症や薬物依存症と同様に治療や相談に繋がりにくいことが指摘されています。本人が治療を求めない理由として、自分で解決したいという希望および自分で解決できるという信念があげられます。また、ギャンブル依存症は他の精神疾患が併存する割合が高いと報告されています。コロナ禍による変化としてオンラインによるギャンブルの増加が指摘されています。

本日のお話がギャンブル等依存症についての関心や、ギャンブル等依存症による困りごとを抱えている方の理解を深めるきっかけの一助になれば幸いです。